

<1次審査>

1. No3

「県立自然公園条例に基づく県立自然公園を含む用地を除外する」に改める。

（理由）国立・国定公園は、当該地域では存在しないし、両公園の定義から当該地域では想定できない。

<2次審査>

1. No9、（小項目：里地里山の保全）森林法に基づく地域森林計画は、本来、森林施業対象の森林、つまりは人工林を主たる目的とするもので、里山の雑木林は、除外されることが多い。従って、提案の評価基準では、中間処理場として差し支えない人工林がマイナス点が多くなり、肝心の里山にはマイナス点につかない。また、里地たる谷津田は提案の評価では、マイナス点の対象とならない。従って、評価基準と評点（括弧書き）は下記の通りとする。

なお、里地里山は当該環境政策樹立時（私が提案）は、里地・里山であったが、現在は、「・」は無し。

記

保全活動が展開される対象となっているもの・遊水池が存在するもの（－5点）

自然観察等環境教育・学習の場の対象となっているもの、地域住民が一定の評価をしているもの（例：白井いいとこ百選選定地、白井市景観委員会の選定地等）、レクリエーションの対象地、これらに類するもの（－3点）

（環境影響評価法では、同法に基づく主務大臣が定める基準・指針に関する基本的事項の別表で、「環境要素の区分」として、「人と自然の豊かな触れ合い・触れ合い活動の場」を揚げ、一定の住民による自然との触れ合い活動が有れば、環境影響評価の一連の調査・予測・評価・対策の検討、を行わなければならないこととされている。本件、候補地の比較評価はいわば一種の環境アセスとも言えるものなので、里地里山については、一定の住民の利用が認められれば、法に基づく環境影響評価に準拠し、評価すべきである。そもそも、環境影響評価の目的の一つは、対象地の住民が日常生活する中で、毎日のように確認している環境情報を、人肌感覚の環境情報も含め、住民意見として聴取し、適切な環境情報を事業に反映し環境に配慮したより良い事業となることも目的であるので、住民の提供する環境情報は一定の評価をすべきものである。）

上記の何れにも該当しないもの（0点）

（以上）

従って、評価の考え方は、「身近な自然の保全、それとの触れ合いの場、環境教育・学習の場等が消失する候補地を減点」とし、評価の基準は「湧水の有無、住民の活用等の状況」とする。

2. No10, (小項目：生物多様性の保全) 猛禽類は勿論、レッドデータブック・レッドリスト(千葉県のものも対象とすべきだが、広く候補地を集めるため、国のものに止める。以下、「RD等」と略記。)に掲載されたものに限る。)の絶滅危惧Ⅰ類及び同Ⅱ類を対象とする。

なお、前回委員会では、RD等の分布情報を学識者のデータによることに対し、「行政的位置付けがない」と否定的意見が出たところである。そもそも、RD等は、私が例示した学識者などのデータを自然環境保全法第4条に基づく基礎調査等により系統的に集められたものを、環境省が学識者の検討会を経て科学的・客観的に評価して作成した、行政的にオーソライズされたものである。なお、最近の生物学は、分子生物学に集中し、分類学、生物地理(分布)学の学識者はそれこそ絶滅の危機にある。しかもアマチュアの生物の種の分布に係る情報は、学識者を上回るものがあり、学識者も行政もそれらを活用しているのが実情で、適正である。例えば、自然環境保全法第4条に基づく基礎調査の中にある国民参加の「身近な生き物調査」は、少ない生物分布に係る学識者の情報を補うものとして、学術的な評価もある。従って、前回委員会でのRD等の分布情報を学識者のデータによることの提案に対し、「行政的位置付けがない」との否定的意見は、これら、生物学の情報に対する認識不足によるものと拝察し、改めて提案する。また、環境影響評価法では、動物・植物はRD等の掲載種を含め、「重要種」と幅広く規定しており、最低限、RD等の掲載種は確認しなければならない存在であり、本候補地の比較評価においても法的根拠のある評価項目であるとして差し支えない。

また、生物多様性基本法では、事業者の責務として、第6条で、「生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減・・に努めるものとする」と規定されており、当該条文も最低限、RD等の掲載種への影響は避けなければならないこととしているものである。

従って、評価基準と評点は、下記の通りとする。

記

猛禽類の営巣地または餌場がある可能性が高いもの、RD等で絶滅危惧Ⅰ類とされる種が分布するもの(マイナス5点)

RD等で絶滅危惧Ⅱ類とされる種が分布するもの(マイナス3点)

上記が何れも存在しないもの(0点)

(以上)

これらを踏まえると、No10の表、「評価の考え方」は「猛禽類が高度利用する候補地、RD等に掲載される絶滅危惧種の分布する候補地を減点」とし、「評価基準」は、「猛禽類の高利用地域及びRD等の掲載種の分布状況」が適当と考える。

なお、これらに、鳥獣保護区を入れることには、吝かではない。配点は、提案通りで差し支えない。私は、余り意味がないとは思わうが。

3. 1, 2の配点から余った10点は、No11の地球温暖化の防止に5点、12の液状化予測地域に5点、各々加点する。

(エコロジストを自認する人間としては辛いところではあるが、幅広く考える。)

液状化は、土木工学的に防止できることは理解はしているが、経済性の問題として捉える前に、中間処理施設のような重要な施設の候補地としてはできるだけ位置付けないように務めるべきと考える。

3. 黒須委員提案の大項目が、入る場合は、他の大項目も含め、配点を比例配分する等、上記のように削った環境保全、特に「里地里山の保全」及び「生物多様性の保全」に係る配点が他に比べ見劣りしないよう、環境保全団体にも配慮し、バランスを取って頂きたい。

<印西クリーンセンター次期中間処理施設の候補地公募について(案)>

3次審査で絞った、候補地についても住民説明を行うべきである。

各住民説明会には、当委員会の学識委員は、委員長も含め、ファシリテーターとして、立ち会うべきである。従って、各住民説明の後に、括弧書きで「中立で客観的な学識者(ファシリテーター)が立ち会う」を付記する。